

土浦港及び周辺地区交流拠点整備事業基本協定書（案）

土浦市（以下「甲」という。）、茨城県（以下「乙」という。）、代表企業〔代表企業名〕、構成員〔構成員名〕及び構成員〔構成員名〕（以下総称して「丙」という。）は、土浦港及び周辺地区広域交流拠点整備事業（以下「本事業」という。）に関し、以下の条項により基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定は、募集資料、回答書、事業者提案及び契約等と一体を成すものとし、本協定において別段の定義なく使用された用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、募集資料において定義された意味を有する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「募集要項」とは、本事業に関連して、令和7年10月28日に甲及び乙が公表した募集要項をいう。
- （2）「募集資料」とは、募集要項及びこれに関する配布資料並びに様式集をいう。
- （3）「回答書」とは、甲及び乙が公表した「募集資料への質問及び意見に対する回答」をいう。
- （4）「事業者提案」とは、募集資料の規定に従い、丙が甲及び乙に対して提出した本事業に関する提案の一切をいう。
- （5）「施設」とは、事業者提案により丙が本事業において整備する施設及び本事業において丙が譲り受けるマリーナ施設をいう。
- （6）「基本合意書」とは、甲と丙との間で締結を予定している株式会社ラクスマリーナの株式譲渡に関する基本合意書をいう。
- （7）「株式譲渡契約」とは、甲と丙との間で後日締結を予定している株式譲渡契約をいう。
- （8）「事業用定期借地権設定契約」とは、甲と丙との間で後日締結を予定している事業用定期借地権設定契約をいう。
- （9）「契約等」とは、基本合意書、株式譲渡契約及び事業用定期借地権設定契約をいう。
- （10）「事業用地」とは、募集要項3（2）イに定める土地をいう。

- (11)「港湾施設」とは、募集要項 3（2）アに定める港湾施設をいう。
- (12)「港湾施設使用許可」とは、港湾施設について、乙が丙に対して行う使用許可をいう。
- (13)「港湾区域内の水域占用許可」とは、港湾区域内の水域について、乙が丙に対して行う占用許可をいう。

（目的）

- 第 2 条 本協定は、丙が本事業における優先交渉権者として決定されたことを確認し、本事業における基本的合意事項について定めるとともに、甲、乙及び丙の役割、事業用定期借地権設定契約の締結、株式譲渡契約の締結及び港湾施設の使用許可、港湾区域内の水域占用許可並びに本事業の確実な推進に向けた条件等を定めることを目的とする。
- 2 甲、乙及び丙は、事業者提案の内容を具体化するため互いに協力するものとし、甲、乙又は丙が本事業の実施に係る申入れを行った場合は、互いに誠実に協議に応じることとする。

（本事業の趣旨の尊重）

- 第 3 条 丙は、本事業の目的が、民間活力の導入により土浦港及び周辺地区の土地活用を図り、水辺空間を広く開放するとともに、市民、観光客等の訪れる魅力ある拠点施設として整備するものであることを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

（有効期間）

- 第 4 条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結日から事業用定期借地権設定契約の契約期間満了日までとする。
- 2 事由の如何を問わず、契約等の締結、港湾施設使用許可若しくは港湾区域内の水域占用許可に至らなかった場合又は前項の契約期間満了日前に終了した場合、甲又は乙が丙に通知した日をもって本協定は終了する。
- なお、土浦市議会の財産処分の議決が得られなかったことにより、株式譲渡契約の効力が発生しなかった場合又は事業用定期借地権設定契約の本契約に至らなかった場合、丙は甲及び乙に対し、損害賠償等の請求を行わないものとする。
- 3 本協定が終了した場合でも、第 33 条、第 34 条及び第 37 条の効力は存続するもの

とする。ただし、第 33 条の効力の存続期間は終了後 5 年間とする。

(本事業における甲、乙及び丙の役割)

第 5 条 甲及び丙は、本協定に従い、契約等の締結を行うとともに、乙は丙からの申請に基づき港湾施設使用許可及び港湾区域内の水域占用許可処分の判断を行う。

2 丙は、本協定、契約等、港湾施設使用許可、港湾区域内の水域占用許可の条件、募集資料及び事業者提案に従い、自らの責任及び費用負担において、次の各号に掲げる役割を果たすものとする。

(1) 株式譲渡契約に定める期日からマリーナの運営を開始し、その維持管理を適切に実施する。

(2) 必要な手続きを踏まえた上で、事業者提案に基づく施設を完成させ、甲及び乙に報告を行う。

(3) 施設の完成後、事業者提案に基づき、施設の運営を開始し、維持管理を適切に実施する。

(4) 前 3 号に関連する事業を実施する。

3 事業用地の使用に関して、本協定、募集資料、回答書、事業者提案及び契約等の内容に矛盾がある場合には、本協定に別段の定めがある場合を除き、事業用定期借地権設定契約、株式譲渡契約、基本合意書、本協定、回答書、募集資料、事業者提案の順に、その内容が優先される。ただし、事業者提案の内容が本協定、事業用定期借地権設定契約、株式譲渡契約、株式譲渡に関する基本合意書、回答書及び募集資料で示された条件を満たしたものである場合には、当該内容に関して事業者提案が優先される。

4 港湾施設の使用に関して、本協定、募集資料、回答書、事業者提案及び港湾施設使用許可、港湾区域内の水域占用許可の内容に矛盾がある場合には、本協定に別段の定めがある場合を除き、港湾施設使用許可及び港湾区域内の水域占用許可、本協定、回答書、募集資料、事業者提案の順に、その内容が優先される。

(事業の実施状況の確認)

第 6 条 甲及び乙は、本事業の実施状況について確認するため、丙に対し、必要な範囲で実地調査を行い、又は、説明、報告若しくは現地立会い等を求めることができる。

(河川区域の占用)

第 7 条 乙は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条及び河川敷地占用許可準則

(平成 11 年 8 月 5 日建設省河政発第 67 号) 第 22 の規定により、都市及び再生等のために利用する施設(以下「占用施設」という。)の占用主体(以下「都市・地域再生等占用主体」という。)として河川管理者から河川区域の占用許可を受け、丙に占用施設を使用させるものとする。

- 2 前項の占用許可期間は同則第 12 の規定により 10 年以内となるため、乙が丙に使用させる期間もそれと同期間とし、丙による施設運営がこの期間満了後も継続することが見込まれる場合、乙は河川管理者に対して占用許可の更新を申請するものとする。
- 3 丙は、同則第 25 の 2 項二号の規定に基づき、収益施設から得られた利益の一部を還元し、事業者負担で使用許可を受けた港湾施設の維持管理・修繕を行うものとする。

(許認可及び届出等)

第 8 条 丙は、本事業を実施するために必要となる許認可を、自らの責任及び費用負担において取得し、有効に維持する。また、丙が本協定、契約等、港湾施設使用許可及び港湾区域内の水域占用許可に基づく義務を履行するために必要となる届出は、自らの責任及び費用負担において作成し、提出する。丙が甲及び乙に対して協力を求めた場合、甲及び乙は丙による許認可の取得、届出等に必要な資料の提出及びその他について協力する。

- 2 本事業の実施に関連して、甲又は乙が許認可を取得し、又は届出をする必要がある場合には、甲又は乙が行うものとする。甲又は乙が丙に対して協力を求めた場合、丙は、甲又は乙による許認可の取得、届出等に必要な資料の提出その他について協力する。
- 3 丙は、自らの許認可の申請又は届出の遅延等により、本事業の実施について増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害を負担する。

(代表企業及び構成員の役割)

第 9 条 丙の代表企業は、次の各号に掲げる役割を果たさなければならない。

- (1) 各構成員の取りまとめを行うとともに、丙の役割及び責任について、各構成員の担う範囲を整理し、甲及び乙に報告すること。
 - (2) 本事業の実施に当たり、各構成員が、前号により整理された役割及び責任を適切に果たすよう、最大限努力すること。
 - (3) 丙から甲及び乙に対する通知、報告等は、代表企業がこれを行うこと。
- 2 丙の構成員は、原則として第 4 条第 1 項に定める本協定の協定期間が終了するまでは、構成員から脱退することはできない。ただし、代表企業以外の構成員で、本事業

における自らの役割を終えた構成員については、甲、乙及び丙の協議により、甲及び乙が承諾した場合はこの限りでない。

(反社会的勢力でないことの確約)

第10条 丙は、次の各号に定める事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- (4) 反社会的勢力及び前号に定める団体に自らの名義を利用させ、本協定及び契約等を締結する者ではないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用して、甲及び乙に対する脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又は偽計若しくは威力を用いて甲及び乙の業務を妨害若しくは信用を失墜する行為をしないこと。

2 丙は、甲及び乙の承諾の有無にかかわらず、事業用地及び港湾施設の全部又は一部につき、反社会的勢力及び第1項第3号に定める団体に借地権を譲渡又は転貸してはならない。

(公租公課の負担)

第11条 本事業に関連して生じる公租公課は、本協定及び契約等に別段の定めがある場合を除き、全て丙が負担する。

(準備行為)

第12条 丙は、契約等の締結、港湾施設使用許可及び港湾区域内の水域占用許可の前であっても、自らの責任及び費用負担において、本事業の実施に関して必要な準備行為（業務計画及び施設設計並びにこれらに関する調査、打合せ等を含む。）を行うことができる。

(基本合意書の締結)

第13条 甲と丙は、本協定締結後、直ちに、基本合意書を締結し、基本合意書の規定に基づき、株式譲渡契約の締結に向けた協議、調査等を行う。

2 基本合意書に定める期日までに、株式譲渡契約が締結できない場合、甲及び丙は、その後の対応について協議を行う。なお、その協議が整わない際は、あらかじめ丙から甲に対し書面による申入れを行い、甲が承諾した場合は、甲と丙とは基本合意書を解除することができる。

3 基本合意書に定める期日までに、甲から丙への株式譲渡契約に基づく株式譲渡及び株式の移転が完了しない場合、甲及び丙は、本基本合意を解除することができる。ただし、甲乙丙間の合意により同期限を変更することは妨げない。

(株式譲渡契約の締結)

第14条 甲と丙とは、基本合意書に定める期日を目途とし、本協定に定める条件及び基本合意書に基づいた協議により決定された条件等に従い、丙が、甲の保有する株式会社ラクスマリーナの株式の全てを譲り受けることを内容とする株式譲渡契約を締結する。なお、株式の譲渡価格が、募集要項8(4)アに規定する譲渡予定価格に満たない場合は、株式譲渡契約は、土浦市議会の議決を得ることを効力発生の条件とする停止条件付株式譲渡契約とする。

2 前項の議決を得られない場合、甲及び丙は、その後の対応について協議を行う。なお、その協議が整わない際は、あらかじめ丙から甲に対し書面による申入れを行い、甲が承諾した場合は、甲と丙とは株式譲渡契約を解除することができるものとする。

3 本条の規定にかかわらず、甲及び丙は、合意により、丙の連帯保証契約等による適正な担保の提供を条件に、株式会社ラクスマリーナの株式の取得者を丙の一部又は新設する会社に変更することができる。

4 前項の株式の取得者は、株式譲渡契約に別段の定めがある場合を除き、取得した株式会社ラクスマリーナの株式を第三者へ譲渡し、担保権を設定し、又はその他処分(株式取得者及びその親会社の株式の譲渡等による実質的支配の変更も含む。以下、総じて「株式の第三者への譲渡等」という。)をしてはならない。ただし、丙からの書面による申入れに対し、甲が承諾した場合は、この限りでない。

5 前項の規定により、丙及び株式の取得者が株式の第三者への譲渡等の承諾を求めた場合、甲は、その事由が合理的であり、かつ、施設の譲渡後も本協定で定めた本事業における丙の役割を果たすことが担保されると認められるときは、これを承諾するものとする。

- 6 丙は、前2項に基づき、株式の第三者への譲渡等の甲の承諾を求める場合には、第4項及び前項の第三者等の本協定上の義務を負う旨を記載した誓約書を甲に対して提出するものとする。
- 7 丙は、第4項の規定により、株式の第三者への譲渡等を行ったときは、当該契約書等の一切の関係書類の写しを甲に提出しなければならない。

(事業用定期借地権設定契約の締結)

- 第15条 甲は、本協定に定める条件に従い、事業用地を丙に賃貸することを目的として、株式譲渡契約の締結日と同日を目途とし、丙と事業用定期借地権設定仮契約を締結する。
- 2 事業用定期借地権設定仮契約締結時における事業用地の賃料は、事業者提案により示された金額を基に甲及び丙の合意により定め、土浦市議会の議決により、最終金額を確定する。
 - 3 前項の議決を得られない場合、甲及び丙は、その後の対応について協議行う。なお、その協議が整わない際は、あらかじめ丙から甲に対し書面による申入れを行い、甲が承諾した場合は、甲と丙とは事業用定期借地権設定仮契約を解除することができるものとする。
 - 4 甲及び丙は、土浦市議会の財産処分の議決が得られることを条件に、事業用定期借地権設定本契約を公正証書により締結するものとし、甲及び丙は、公正証書の作成に必要な手続きに協力しなければならない。公正証書の作成に係る一切の費用は丙の負担とする。
 - 5 本条の規定にかかわらず、甲及び丙は、合意により、丙の連帯保証契約等による適正な担保の提供を条件に、事業用定期借地権設定契約の賃借人を丙以外の者に変更することができる。

(港湾施設使用許可及び港湾区域内の水域占用許可)

- 第16条 丙は、茨城県港湾施設管理条例（昭和34年3月28日茨城県条例第3号）第3条第1項及び港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項（以下「条例等」という。）に基づき、港湾施設の使用及び港湾区域内の水域占用を開始する前に、乙による港湾施設使用許可及び港湾区域内の水域占用許可を受けなければならない。
- 2 前項による申請手続き及び使用（占用）料金の支払いは1年単位で行うが、甲と丙が締結する事業用定期借地権設定契約の期間は、当該許可の更新を継続するものとする。ただし、丙の港湾施設の使用方法等について、乙が港湾施設の管理上著しい支障

があると認めるときはこの限りではない。

- 3 丙は、使用（占有）申請する区域のうち、事業の用に供しない面積については、使用（占有）料の減免を申請することができる。
- 4 丙が使用許可を受けている港湾施設において発生した施設の破損等については、本協定第7条第3項に基づき、原則として丙の負担によりこれを修繕するものとする。ただし、自然災害等のやむを得ない事由による場合は、乙及び丙の協議により修繕内容及び費用負担等を決定するものとする。

（施設の譲渡等）

- 第17条 丙は、施設の運営開始後、原則として第三者に施設の譲渡（一部譲渡を含む。）をしてはならない。ただし、丙からの書面による申入れに対し、甲又は乙が承諾した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により、丙が施設の譲渡の承諾を求めた場合、甲又は乙は、その事由が合理的であり、かつ、施設の譲渡後も本協定で定めた本事業における丙の役割を果たすことが担保されると認められるときは、これを承諾することができる。
 - 3 丙は、前2項に基づき、甲又は乙の承諾を得て施設を譲渡する場合には、譲受人に対し、丙の本協定上の権利及び義務を引き継ぐものとし、譲受人は、本協定上の権利及び義務を丙より引き継ぐ旨を記載した誓約書を甲又は乙に対して提出する。
 - 4 丙は、第1項の規定により、譲受人と施設の譲渡契約を締結したときは、当該契約書の写しを甲又は乙に提出しなければならない。

（整備計画）

- 第18条 丙は、募集資料及び事業者提案に基づき、施設の整備計画（以下「整備計画」という。）を作成し、甲及び乙に提出する。
- 2 丙は、前項の規定により甲及び乙に提出した整備計画について、甲及び乙との協議により必要な見直し等を行い、甲及び乙の承諾を得た上で、関係機関への許認可申請等を行う。
 - 3 丙は、施設の完成までに、第1項に規定する整備計画を変更する必要がある場合は、あらかじめ甲及び乙に変更内容を書面で報告し、甲及び乙と協議の上、変更した整備計画を甲及び乙に提出することとする。

(地盤調査等)

第 19 条 丙は、施設の建設のため、必要に応じて事業用地及び港湾施設用地の地盤調査等を自らの責任及び費用負担において行う。

2 甲及び乙は、前項の規定において丙が行う地盤調査等について、事前説明又は事後報告を求めることができる。

3 事業用定期借地権設定契約の締結、港湾施設使用許可又は港湾区域内の水域占用許可の前に、丙が施設の建設に伴う地盤調査等を行う場合は、丙は事前に甲又は乙の承諾を得た上で、第 11 条の規定に従い自らの責任と費用負担において調査等を実施しなければならない。

(設計の実施)

第 20 条 丙は、本協定、募集資料、事業者提案及び整備計画に従い、施設の設計を行う。

2 丙は、事業者提案の内容に影響を与える設計変更を行う場合は、事前に甲及び乙に対し変更内容を書面で報告しなければならない。

3 丙は、施設の設計を行うに当たり、法令上必要とされる手続等を自らの責任及び費用負担において行わなければならない。

4 丙は、施設の設計完了の後、速やかに設計図書その他の甲及び乙が指定する資料を甲及び乙に提出する。

(建設等の実施)

第 21 条 丙は、本協定、募集資料、事業者提案及び整備計画に従い、施設の建設等を行う。

2 前項に定める施設の建設等は、市有地部分に当たっては事業用定期借地権設定契約に定める事業用地の引渡しの日以降、港湾施設及び港湾区域に当たっては、港湾施設使用許可及び港湾区域内の水域占用許可が下りた日以降でないと、開始することができないものとする。

(近隣住民等への説明)

第 22 条 丙は、施設の建設等に当たっては、自らの責任及び費用負担において、近隣住民等へ説明を行う。また、甲又は乙の要望により近隣住民等へ本事業の内容についての説明会等が必要となった場合、丙は可能な限りこれに協力する。

(運営計画)

第 23 条 丙は、本協定、募集資料、事業者提案、第 13 条第 1 項に規定する協議により決定した事項に基づき、施設の運営計画（以下「運営計画」という。）を作成し、甲及び乙に提出することとする。

2 丙は、施設の運営計画の変更が必要な場合は、事前に甲及び乙に対し変更内容を書面で報告し、変更後の運営計画を甲及び乙に提出する。

(施設の運営及び維持管理の実施)

第 24 条 丙は、前条に規定する運営計画に従って、善良なる管理者の注意義務をもって施設の運営及び維持管理等を適切に行う。

2 施設の運営及び維持管理は、丙が自らの責任及び費用負担において行う。

3 マリーナの運営に係る事業について、丙は、株式譲渡契約及び事業用定期借地権設定契約の締結後、株式譲渡契約に定める期日から運営を開始させるものとする。

(丙の債務不履行による解除)

第 25 条 丙について次の各号に掲げる事由が発生したときは、甲及び乙は、催告することなく、丙に通知することにより、本協定を解除することができる。ただし、丙より、解除原因について帰責性のある丙の構成員の地位を、他の構成員又は第三者が引き継ぐ旨の申請があり、かつ、当該構成員又は当該第三者が、その地位を引き継ぐことにより、本協定に定めた丙の債務の履行が可能であると甲及び乙が判断した場合は、甲及び乙は、本協定を解除せず、解除原因について帰責性のある丙の構成員の本協定上の地位を、他の構成員又は第三者に移転することを承諾することができる。

(1) 丙の責めに帰すべき事由により、本協定の履行が不能となったとき。

(2) 丙の責めに帰すべき事由により、契約等を締結しないとき。

(3) 丙のいずれかに係る破産、会社更生、民事再生、特別清算のいずれかの手続き開始について申立てがなされたとき。ただし、第 8 条第 2 項の規定により本協定から脱退した構成員は除く。

(4) 丙のいずれかについて、手形取引停止処分がなされたとき。ただし、第 8 条第 2 項の規定により本協定から脱退した構成員は除く。

(5) 丙が正当な理由なく、本事業を放棄したと認められるとき。

(6) 第 10 条に定める事項に違反したとき。

2 次の各号に掲げる事由が発生し、甲及び乙が丙に対し、60 日の期間を設けて催告

を行ったにもかかわらず、なお是正されない場合は、甲及び乙は、本協定を解除することができる。ただし、丙より、解除原因について帰責性のある丙の構成員の地位を、他の構成員又は第三者が引き継ぐ旨の申請があり、かつ、当該構成員又は当該第三者が、その地位を引き継ぐことにより、本協定に定めた丙の債務の履行が可能であると甲及び乙が判断した場合は、甲及び乙は、本協定を解除せず、解除原因について帰責性のある丙の構成員の本協定上の地位を、他の構成員又は第三者に移転することを承諾することができる。

- (1) 丙の責めに帰すべき事由により、株式譲渡契約に定める期日において、第5条第2項第1号に規定するマリーナ施設業の運営を開始しないとき。
- (2) 丙の責めに帰すべき事由により、事業用定期借地権設定契約に定める事業用地の引渡しから3年以内に事業用地において施設の建設等に着手しないとき又は本協定締結日から5年以内に港湾施設の使用等に着手しないとき。
- (3) 丙が、本協定及び契約等に定める丙の義務を履行しないとき。
- (4) 甲の承諾なく、丙が事業用地を本事業の遂行以外の目的に使用収益したとき。
- (5) 甲の承諾なく、丙が事業用地の賃借権を譲渡又は転貸したとき。
- (6) 乙の承諾なく、丙が港湾施設を第三者に使用させたとき。
- (7) 甲及び乙の承諾なく、施設の新築、再築及び増改築を行おうとするとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本協定において、甲及び乙の承諾を得ることとして
いる事項について、これを得なかったとき。

(損害賠償)

第26条 丙の代表企業又は構成員の行為により、甲、乙又は第三者が損害を被った場合、丙は、甲、乙又は第三者に対し、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

(不可抗力に関する通知)

第27条 本協定締結日以降、甲、乙及び丙のいずれの責にも帰さない事由（以下「不可抗力」という。）により本協定、募集資料及び事業者提案に従い、本事業を遂行することが困難となった場合、丙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに甲及び乙に対して通知しなければならない。この場合において、丙は、通知を発した日以降、本協定に基づく協定期間における履行義務の全部又は一部を免れるものとする。

(不可抗力に関する協議及び追加費用の負担)

第 28 条 丙が前条に基づく通知を行った場合、通知を発した日以後、直ちに本事業の継続について、甲及び乙と協議を行う。この場合、本協定に別段の定めがある場合を除き、本事業の趣旨に反しない限度において、当該不可抗力に対応するために速やかに本協定、募集資料及び事業者提案（事業スケジュールの変更を含む。）を変更することができる。ただし、当該変更により本事業の継続について追加費用が生じる場合は、丙が当該費用を負担するものとする。

(不可抗力に基づく解除)

第 29 条 本協定締結後に生じた不可抗力により、本事業の継続が不可能となったときは、甲、乙及び丙の協議により本協定を解除することができる。

(協議解除の効果)

第 30 条 甲、乙及び丙は、前条の規定に基づく解除により生じた損害を相互に請求できない。

2 前条の規定に基づき、本協定が解除された場合、締結済みの契約等は、全ての当事者との関係において終了する。

3 前条の規定に基づき本協定が解除された場合、丙は、事業用定期借地権設定契約の規定に従い、自らの責任及び費用負担において設置した施設その他の工作物及び動産（株式会社ラクスマリーナが設置した物を含む。）を撤去し甲に返還するとともに、港湾施設使用許可及び港湾区域の水域占用許可の条件に従い、自らの責任及び費用負担において許可を受ける前の状態にして返還するものとする。ただし、甲及び丙又は乙及び丙の協議により、甲又は乙が安全性を確認し、存置を承諾した建築物若しくは工作物については収去しないでよいものとする。

(契約の地位の譲渡)

第 31 条 甲、乙及び丙は、本協定に別段の定めのある場合を除き、相手方の事前の書面による承諾がない限り、本協定上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、又はその他の処分をしてはならない。

(通知等)

第 32 条 本協定に定める、甲及び乙が丙に行う請求、通知、報告、申出、承諾及び解

除等（以下この項において「通知等」という。）は、書面により、丙の代表企業の名称、所在地宛てになされるものとする。この場合において、通知等は、丙の代表企業に対してなされたことをもって、丙の構成員全員に対してなされたものとみなす。

2 丙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに書面により甲及び乙に通知しなければならない。この場合において、丙が当該通知を行わない場合には、丙は、その不到達をもって甲及び乙に対抗できない。

（１）法人の合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転、その他会社の組織に大きな変更をもたらす行為があったとき又は解散若しくは営業を停止若しくは廃止したとき。

（２）名称若しくは代表者又は住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。

（３）滞納処分、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は再生手続開始の申立てをしたとき若しくは申立てを受けたとき。

（４）特別清算開始の申立てがあったとき。

（５）企業担保権実行手続の開始、破産又は更正手続開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。

（６）一般承継により、事業用地の借地権及び建物の所有権が移転したとき。

（７）施設の工事に着手するとき及び工事が完了したとき。

（８）施設が滅失したとき。

（９）事業用地が著しい損傷を受けたとき。

（秘密の保持）

第 33 条 甲、乙又は丙が、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して相手方から書面により提供を受けた情報であって、当該提供の時点において秘密として管理されているものについては、相手方の事前の承諾を得ずして第三者に開示してはならず、かつ、本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、甲、乙又は丙が、法令等に基づき開示する場合又はアドバイザー若しくは本事業に融資等を行う金融機関等に対し、本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用しない。

（１）開示の時点で公知となっている情報又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報

（２）開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報

（３）開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

3 甲、乙及び丙は、本協定が終了（解除の場合も含む）した場合には、相手方より開

示された秘密情報（その写しも含む。）を、相手方から返還請求があれば速やかに返還するものとする。

（個人情報保護）

第 34 条 丙は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 7 年土浦市条例第 16 号）を遵守し、本事業に関して知り得た個人情報を適正に取り扱い、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（事業実施に係る事項）

第 35 条 甲、乙及び丙は、本事業の実施に関し、協議を行い、募集資料及び事業者提案の趣旨に反しない限りで合意することができる。この場合において、丙は、本協定、契約等、募集資料及び事業者提案のほか、当該合意の内容に従い、本事業を実施しなければならない。

2 前項の規定に基づく合意は、書面によらなければその効力を生じない。

3 甲及び乙は、丙の事業実施状況の確認を目的として、事業用地及び施設について必要な範囲で実地調査を行い、丙に対して必要な資料の提出を求めることができる。

4 丙は、前項の規定により、甲及び乙から必要な資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（管轄裁判所）

第 36 条 本協定は、日本国の法令に従い解釈され、本協定から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、水戸地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（本協定事項以外の事項）

第 37 条 本協定に添付され、又は付随する各書面は、本協定各条項の趣旨に則り解釈されるものとする。

2 甲、乙及び丙は、本協定の規定を誠実に履行するものとし、本協定に規定のない事項及び本協定の規定について疑義が生じ、前項の適用によっても解決しない場合は、民法、その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

本協定締結を証するため、本書〇通を作成し、当事者署名押印の上、各自1通を保持するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 茨城県土浦市大和町9番1号
土浦市長 安藤 真理子

乙 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

丙1 (住所)
(代表企業名)
(代表者名)

丙2 (住所)
(構成員企業名)
(代表者名)

丙3 (住所)
(構成員企業名)
(代表者名)